

薬について

保育園では原則として薬の投与はしませんが、就労などにより与えることができないなど、やむをえない場合には、保護者と保育園との話し合いの上で保育士が投与します。

この場合、薬の投与に万全を期すため、以下の事項をご了承ください。

1. 薬は、お子さんを診察した医師が処方・調剤したもの、またはその医師の処方によって薬局で調剤されたものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園では与えられません。
2. 医師の診察を受けるときは、お子さんが保育園に通っていて、原則として保育園では投与できないことをお伝えいただき、朝・夕で服用するような薬を処方していただけないかご相談ください。
3. 「熱が出たら…」 「咳が出たら…」 「発作が起こったら…」 など、状況を判断して与えなければならない薬（座薬など）は、保育園では対応しません。
4. 慢性の病気などで日々服用している薬への対応については、お子さんを診察した医師、または保育園の嘱託医の指示書に従います。
5. 投与の依頼方法
 - ① 保育園の玄関に置いてある「お薬連絡票」に記入する。
※記入に誤りがあった場合は投与できませんので、ご注意ください。
 - ② 薬にも名前を記入する。
 - ③ 年度当初に配布しているお薬袋に、「お薬連絡票」と「1回分の薬」を入れる。
 - ④ そのお薬袋を、登園時に各クラスの箱に保護者が入れる。
(午前9時以降に登園した場合は、保育士に直接渡す。)
※バッグの中に入れっぱなしの場合は投与できませんので、ご注意ください。